

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成25年3月29日

京都市長 門川 大作

京都市規則第60号

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第1条第1項の表行財政局の款総務部の項中「議事係長」を「議事係長 市庁舎整備係長」に改め、同款防災危機管理室の項中「防災課長」を「防災課長 原子力災害対策課長」に改め、同款人事部の項中「給与安全衛生課」を「給与課」に改め、「安全衛生係長」を削り、同款人材活性化推進室の項中「人材活性化推進室」を「人材育成推進室」に、「活性化係長」を「職員力・組織力向上係長」に、「能力開発係長」を「能力開発係長 安全衛生係長 健康支援係長」に改め、同款税務部の項中「税制係長」を「税制係長 効率化企画係長 効率化推進係長」に改め、同表総合企画局の款政策企画室の項中「政策調査課長」を削り、同款市民協働政策推進室の項中「プロジェクト推進第二課長」を「プロジェクト推進第二課長 プロジェクト推進第三課長」に改め、同款情報化推進室の項中「地域情報化支援係長」を削り、同表文化市民局の款市民生活部の項中「路上喫煙対策係長」を「路上喫煙対策係長 暴力団排除施策係長」に改め、同款文化芸術都市推進室の項中「普及調査係長 保護第一係長 保護第二係長」を「美術工芸・民俗文化財係長 建造物・記念物係長 埋蔵文化財係長 文化遺産活用係長 無形文化遺産普及係長」に改め、同表産業観光局の款商工部の項中

「

産業政策課	調整係長 雇用創出係長
商業振興課	企画係長 振興係長 大規模店舗係長

を

」

産業政策課	調査係長
中小企業振興課	経営支援係長 金融支援係長 雇用 創出係長
商業振興課	企画係長 振興係長

に改め、同款産業振興室の

項を次のように改める。

新産業振興室	産学連携推進課長 企業立地推進課長 グリーンイノベーションイノベーション創出支援課長 ライフイノベーション創出支援課長 コンテンツ産業振興課長	調査係長 産学連携推進係長 企業立地推進係長 グリーンイノベーション創出支援係長 ライフイノベーション創出支援係長 コンテンツ産業振興係長
--------	---	---

第1条第1項の表保健福祉局の款保健福祉部の項中

保健福祉総務課	庶務係長 計理係長 労務係長 企画調査係長 みやこユニバーサルデザイン推進係長
---------	---

を

保健福祉総務課	庶務係長 計理係長 労務係長 企画調査係長 みやこユニバーサルデザイン推進係長
適正給付推進課	調整係長 適正給付推進係長

に改め、同課生活福祉部の

項中「適正化推進係長」を削り、同課子育て支援部の項中「施設整備係長」を「制度改革係長」に、「民営保育園係長」を「民営保育園係長 施設整備係長 耐震化促進係長」に改め、同表都市計画局の課都市企画部の項中「調査係長 技術管理係長」を「調査係長 外郭団体係長 技術管理係長」に改め、同課都市景観部の項中

景観政策課	調査係長 企画係長 町並み保全係長
市街地景観課	都市デザイン第一係長 都市デザイン第二係長 都市デザイン第三係長 広告物対策係長 広告物審査第一係長 広告物審査第二係長 広告物指導第一係長 広告物指導第二係長 広告物指導第三係長

を

景観政策課	調査係長 企画係長 町並み保全係長 都市デザイン第一係長 都市デザイン第二係長
-------	---

に改め、同項の次に次の1

項を加える。

屋外広告物 適正化推進 室	広告物企画 課長 広告 物指導課長	広告物企画係長 広告物審査第一係 長 広告物審査第二係長 広告物指 導第一係長 広告物指導第二係長 広告物指導第三係長 広告物指導第 四係長 広告物指導第五係長 広告 物法的措置係長
---------------------	-------------------------	--

第1条第1項の表都市計画局の款建築指導部の項中「環境配慮建築係長」を削り、「審査第二係長」を「審査第二係長 審査第三係長」に、「安全対策第一係長 安全対策第二係長 安全対策第三係長」を「安全対策係長 指導第一係長 指導第二係長」に改め、同表建設局の款建設企画部の項中

「

調整係長

を

「

調査係長 社会資本政策係長 企画
調整係長 道路計画係長

に改め、同款土木管理部の項中「橋りょう

第二係長」を「橋りょう第二係長 橋りょう第三係長」に、「設備第二係長」を「設備第二係長 設備第三係長」に、「道路占用係長」を「道路占用係長 路上物件適正化係長」に、「指導第一係長 指導第二係長」を「指導係長」に改め、同款水と緑環境部の項中「緑化推進係長」を「緑化推進係長 道路の森づくり係長 街路樹育成係長」に改め、同款事業推進室の項中「環境影響評価係長」を削る。

第1条第2項を次のように改める。

2 次の表の右欄に掲げる事務を担当させるため、同表の左欄に掲げるプロジェクトチーム（以下「プロジェクトチーム」という。）を編成する。

エネルギー戦略策定プロジェクトチーム	エネルギー政策に係る調査, 研究及び企画に関する事務
アセット・マネジメント検討プロジェクトチーム	市有建築物の最適な維持管理を推進するための計画の策定に係る調査, 研究及び原案の企画に関する事務
京都の食文化継承・普及プロジェクトチーム	京都の食文化の継承及び普及に係る調査, 研究及び企画に関する事務
子ども・子育て支援新制度検討プロジェクトチーム	子ども・子育て支援新制度に係る調査, 研究及び企画に関する事務
空き家対策推進プロジェクトチーム	空き家の対策に係る調査, 研究及び企画に関する事務
四条通歩道拡幅推進プロジェクトチーム	四条通の歩道拡幅及び公共交通優先化に係る事業の推進に関する事務

第1条第4項中「行財政局人材活性化推進室」を「行財政局人材育成推進室」に改め、同条第9項中「地球環境政策監, 人材活性化政策監」を「地球環境・エネルギー政策監, 人材育成政策監」に改め、「情報政策監」の右に「, 観光政策監」を加え、同条第10項中「産業観光局に観光政策監,」を削る。

第2条第5項中「地球環境政策監」を「地球環境・エネルギー政策監」に改め、「防止」の右に「及びエネルギーの需給」を加え、同条第6項中「人材活性化政策監」を「人材育成政策監」に、「人材の」を「人材の育成及び組織の」に改め、同条中第13項を削り、第12項を第13項とし、第9項から第11項までを1項ずつ繰り下げ、第8項の次に次の1項を加える。

9 観光政策監は、上司の命を受け、観光振興に関する重要政策を統括する。

第4条第1項中「(観光政策監を含む。以下同じ。)」を削る。

第6条第4項本文中「行財政局人材活性化推進室」を「行財政局人材育成推進室」に改める。

第7条循環型社会推進部の款まち美化推進課の項第12号に次のただし書を加える。

ただし、生活環境美化センターの所管に属するものを除く。

第8条防災危機管理室の款第10号を同款第11号とし、同款第9号の次に次の1号を加える。

(10) 新型インフルエンザ等対策本部に関すること。

第8条人事部の款給与安全衛生課の項中「給与安全衛生課」を「給与課」に改め、同項中第3号及び第4号を削り、第5号を第3号とし、第6号を第4号とし、第7号を第5号とし、同款人材活性化推進室の項中「人材活性化推進室」を「人材育成推進室」に改め、同項第1号中「人材」の右に「の育成及び組織」を加え、同項に次の2号を加える。

(6) 職場の衛生管理に関すること。

(7) 事業場の安全管理に関すること。ただし、火元責任に関するものを除く。

第8条財政部の款財産活用促進課の項中第19号を削り、第20号を第19号とし、第21号を第20号とし、第22号を第21号とし、第23号を第22号とし、同号の次に次の1号を加える。

(23) 地籍調査に関すること。

第11条商工部の款産業総務課の項第6号を同項第7号とし、同項第5号の次に次の1号を加える。

(6) 勧業館及び京都館に関すること。ただし、施設の維持管理に関することに限る。

第11条商工部の款産業政策課の項第2号から第4号までを削り、同項第5号中「勧業館」の右に「及び京都館」を加え、同号に次のただし書を加える。

ただし、産業総務課の所管に属するものを除く。

第11条商工部の款産業政策課の項第5号を同項第2号とし、同項の次に次の1項を加える。

中小企業振興課

(1) 中小企業の振興に関すること。

(2) 中小企業に係る経営支援及び金融支援に関する調査、企画、連絡及び調整に関すること。

(3) 産業関係団体の指導及び助成に関すること。ただし、伝統産業課、新産業振興室及び農林振興室の所管に属するものを除く。

(4) 雇用対策の推進に係る施策の連絡及び調整に関すること。

(5) 企業の社会貢献責任に係る支援に関すること。

(6) 事業内職業訓練に関すること。

(7) 信用保証協会に関すること。

第11条産業振興室の款中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第8号まで

を1号ずつ繰り上げ、第9号を第8号とし、同号の次に次の1号を加える。

(9) 産業技術研究所に関すること。

第11条産業振興室の款第10号を次のように改める。

(10) 地方独立行政法人京都市産業技術研究所評価委員会に関すること。

第11条産業振興室の款第12号中「及び信用保証協会」を削り、同款中「産業振興室」を「新産業振興室」に改め、同条農林振興室の款農政企画課の項に次の1号を加える。

(16) 地域特産物需要拡大センターに関すること。

第11条農林振興室の款林業振興課の項第15号中「、京北森林公園及び地域特産物需要拡大センター」を「及び京北森林公園」に改める。

第12条保健福祉部の款保健福祉総務課の項の次に次の1項を加える。

適正給付推進課

(1) 社会保障制度の適正な運営に関する調査、企画、連絡及び調整に関すること。

(2) 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に関する事務の適正化に関すること。

(3) 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による医療機関の指定、指導及び監督に関すること。ただし、診療報酬の不正な請求に関するものに限る。

第12条障害保健福祉推進室の款第1号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）」に改め、同款第3号中「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」に改め、同款第9号中「障害者自立支援法（次号から第13号までにおいて「法」という。）」を「障害者総合支援法」に改め、同款第10号から第12号までの規定中「法」を「障害者総合支援法」に改め、同款第13号中「法」を「障害者総合支援法」に改め、「（相談支援事業及びコミュニケーション支援事業に関するものに限る。）」を削り、同号に次のただし書を加える。

ただし、区役所、区役所支所及び保健所の所管に属するものを除く。

第12条障害保健福祉推進室の款第14号中「法」を「障害者総合支援法」に改め、同条生活福祉部の款地域福祉課の項第5号に次のただし書を加える。

ただし、保健福祉部の所管に属するものを除く。

第12条子育て支援部の款児童家庭課の項第3号中「ただし、」の右に「保育課及び」を加え、同款保育課の項中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、

第5号の次に次の1号を加える。

(6) 保育所の整備計画に関すること。

第12条保健衛生推進室の款医務審査課の項第11号中「看護短期大学」を「旧看護短期大学」に改め、同款生活衛生課の項第2号中「共葬墓地」を「市営墓地」に改める。

第13条都市景観部の款景観政策課の項第3号を次のように改める。

(3) 景観法及び京都市市街地景観整備条例による事務に関すること。ただし、屋外広告物適正化推進室の所管に属するものを除く。

第13条都市景観部の款景観政策課の項中第11号を第14号とし、第7号から第10号までを3号ずつ繰り下げ、第6号を第8号とし、同号の次に次の1号を加える。

(9) 京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）高度地区の計画書の規定による建築物の認定及び許可に関すること。ただし、風致保全課の所管に属するものを除く。

第13条都市景観部の款景観政策課の項第5号中「京都市市街地景観整備条例」を削り、同号の次に次の2号を加える。

(6) 京都市眺望景観創生条例による事務に関すること。ただし、風致保全課の所管に属するものを除く。

(7) 京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例による建築物等の形態意匠に関する制限に関すること。ただし、風致保全課の所管に属するものを除く。

第13条都市景観部の款市街地景観課の項を削る。

第13条都市景観部の款の次に次の1款を加える。

屋外広告物適正化推進室

(1) 屋外広告物法等に係る調査、研究及び企画に関すること。

(2) 屋外広告物法及び京都市屋外広告物等に関する条例による事務に関すること。

(3) 景観法及び京都市市街地景観整備条例による事務に関すること。ただし、屋外広告物等に係るものに限る。

(4) 屋外広告物の適正化に係る資金の融資に関すること。

(5) 優良広告物等への誘導に係る事務に関すること。

第13条建築指導部の款建築指導課の項中第9号及び第10号を削り、第11号を第9号とし、第12号から第15号までを2号ずつ繰り上げ、第16号を削り、第17号を第14号とし、第18号を削り、第19号を第15号とする。

第13条建築指導部の款建築審査課の項第4号を次のように改める。

(4) 建築基準法による定期報告に関すること。ただし、昇降機及び同法第12条第3項の規定により市長が指定した建築設備及び遊戯施設に係るものに限る。

第13条建築指導部の款建築審査課の項中第19号を第27号とし、第18号を第26号とし、第17号を第21号とし、同号の次に次の4号を加える。

(22) 京都市地球温暖化対策条例による建築物に係る指導、審査等に関すること。

(23) 昇降機、建築設備及び遊戯施設に係る事故の発生時における調査及び事故防止対策に関すること。

(24) 高層建築物等に係る防災計画の作成指導に関すること。

(25) 葬祭場の建築等に関する指導要綱に関すること。

第13条建築指導部の款建築審査課の項中第16号を第20号とし、第13号から第15号までを4号ずつ繰り下げ、第12号を第13号とし、同号の次に次の3号を加える。

(14) エネルギーの使用の合理化に関する法律による建築物に係る措置等に関すること。

(15) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律による事務に関すること。

(16) 都市の低炭素化の促進に関する法律による低炭素建築物新築等計画の認定に関すること。

第13条建築指導部の款建築審査課の項第11号中「の認定に係る構造審査」を「及び安全性の認定」に改め、同号を同項第12号とし、同項中第10号を第11号とし、第7号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 建築基準法による工事中における安全上の措置等に関する計画の届出に関すること。

第13条建築指導部の款建築安全推進課の項第1号を次のように改める。

(1) 建築物の安全に係る施策の調査、企画及び推進に関すること。

第13条建築指導部の款建築安全推進課の項第7号を同項第9号とし、同号の次に次の1号を加える。

(10) 地震による被災建築物の応急危険度判定に関すること。

第13条建築指導部の款建築安全推進課の項第6号を削り、同項第5号中「及び定期検査報告概要書」を削り、同号を同項第7号とし、同号の次に次の1号を加える。

(8) 建築物の耐震改修の促進に係る施策の調査、企画及び推進に関すること。

第13条建築指導部の款建築安全推進課の項第4号を同項第6号とし、同項第3号に次のただし書を加える。

ただし、建築審査課の所管に属するものを除く。

第13条建築指導部の款建築安全推進課の項第3号を同項第4号とし、同号の次に次の1号を加える。

(5) 立入調査による建築物の安全上の指導に関すること。

第13条建築指導部の款建築安全推進課の項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 建築基準法による保安上危険な建築物等に対する措置に関すること。

第13条住宅室の款住宅政策課の項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号から第10号までを1号ずつ繰り上げる。

第14条土木管理部の款調整管理課の項第2号中「第2条第1項」を「第2条第1号」に改め、同項中第14号を第15号とし、第7号から第13号までを1号ずつ繰り下げ、同項第6号中「の建設」を削り、同号の次に次の1号を加える。

(7) 京都駅南口駅前広場地下機械式自転車駐車場の建設に関すること。

第14条土木管理部の款道路明示課の項中第10号を削り、第11号を第10号とし、第12号を第11号とし、第13号を第12号とする。

第14条土木管理部の款自転車政策課の項第4号中「ただし」の右に「、調整管理課」を加える。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)